

ID: 1035

担当部署: 子ども若者部 子ども若者応援課

処分の概要	養育者に対する手当の支給の制限		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第11条		
法令番号	昭和36年法律第238号		
【基準】 法第11条の規定による。 第11条 養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日